

岸和田健老大学 インターネットクラブ会則

(名称)

第1条 本会は、岸和田健老大学インターネットクラブ(以下「クラブ」という。)と称し、所在地を、岸和田市野田町1丁目12-7 岸和田健老大学内とする。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を深め、会員の生活をより楽しく、より充実したものにすることを目的とする。

2 学習活動を通じて、岸和田健老大学学生の一員であることを自覚し、自治会活動に積極的に参加する。

(クラブの種類)

第3条 当クラブは、岸和田健老大学の『クラブ活動要綱』第2条に定める『第Ⅱ種クラブ』とする。

2 クラブ員への指導は、専任講師を招かず、会員相互で行う。

(会員の構成)

第4条 当クラブに会員は、岸和田健老大学在学者で、本会の趣旨に賛同する有志で構成する。

(役員)

第5条 行事を企画立案し、その準備及び本会活動計画の円滑な進行を計るため、会員の中から若干名の役員を置く。

2 役員は、次のとおりとする

- ① 代表 ②副代表 ③総務 ④企画 ⑤技術 ⑥会計 ⑦会計監査

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- ① 代表は、本会を代表して総会・役員会の議長を務め、クラブを総括する。
- ② 副代表は、代表を補佐し、代表に支障あるときは、その職務を代行する。
- ③ 総務担当は、クラブ員の入退会、会員名簿の発行等の事務を行う。

- ④ 企画担当は、各種クラブ行事の企画立案を行う。
- ⑤ 技術担当は、機器の保守、点検、調整等を行う。
- ⑥ 会計担当は、本会の会計事務等を司る。
- ⑦ 会計監査は、本会の会計状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任命)

第7条 次期役員は、現代表が役員会に諮り任命する。

(代表選出)

第8条 代表は、役員互選により選出し、総会の承認を得て決定する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、4月1日から翌々年3月31日までの2年とし、再任は妨げない。

(役員増員)

第10条 役員に増員の必要が生じたときは、代表が役員会に諮り決定する。

- 2 増員した役員任期は、第9条に準ずる。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条に定める役員によって構成し、代表が招集する。

- 2 各学期終了時に定例会議を開催する。又必要がある場合は、代表が招集し
随時開催する。

(総会)

第12条 総会は、毎年4月に開催し、代表が招集する。

- 2 総会は、クラブ員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 議案は、出席人員の半数以上の賛同をもって成立する。
- 4 必要に応じ臨時総会を開催する。臨時総会は代表が招集する。

(入会)

第13条 クラブに入会するときは、クラブ所定の「入会申込書」に必要事項を記入し、総務担当に届出を行うものとする。

- 2 届け出を受けた総務担当は、代表の承認を得て入会を承認する。

(会費及び入会金)

第14条 会費は、年間1万2千円とし、四半期ごとに3千円をまとめ、各期の最初の月に納付する。ただし、四半期の途中入会者は、当該月から月額1千円換算で納付する。

- 2 クラブ登録料として1千円を徴収し、大学に納付する。
- 3 入会金は、2千円とし、入会時に納付する。
- 4 必要に応じて特別会費を徴収する場合がある。
- 5 四半期中に退会した場合は、既に納付した会費は返却しない。
- 6 退会者が再入会する場合は、入会金は免除する。

(会計期間)

第15条 当クラブの会計期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(決算)

第16条 会計担当は、年度末に決算書を作成して役員会に諮り、総会の承認を得るものとする。

(監査)

第17条 会計監査は、期間内の会計状況を監査し、総会に報告する。

(活動)

第18条 当クラブは、次の活動を行う。

- ① クラブ員のパソコン技術の向上と、初心者クラブ員の技術指導を行う。
- ② メール交換会を、毎月定例に行う。
- ③ 大学祭にイベント出展を行う。
- ④ クラブのホームページを作成し、更新する。
- ⑤ クラブ員は、各自のホームページを作成し、クラブのホームページにURLを掲載する。
- ⑥ クラブの設備を随時充実させる。
- ⑦ クラブ員相互の親睦を図るため、親睦会を適時開催する。

(遵守事項)

第19条 クラブ活動を円滑に進めるため、クラブ員は、次の事項を遵守する。

- ① 勉強会等での受講中は必ず「名札」を着用する。
- ② クラブの連絡事項は、「メーリングリスト」を使用する。
- ③ 勉強会の事前準備及び後片付け等は、当日の当番が行う。
(当番は別途指定する)
- ④ 勉強会当日、使用後のパソコンは電源を切り、本体・電源コードなどを所定のバッグに入れ、ロッカーに収納する。
- ⑤ アプリケーションソフト等をインストールする場合は、事前に役員に報告し承認を得る。

(休会及び休会機関)

第20条 クラブ員が休会を希望するときは、総務担当に届け出るものとする。

- 2 休会中は、会費を免除する。
- 3 再入会時の会費は、第14条にならう。
- 4 休会期間中は、「メーリングリスト」及び「クラブホームページに掲載中のURL」は有効とするが、第18条②の「メール交換会」には参加できない。
- 5 大学を休学するときに合わせてクラブを休会する場合の休会期間は、大学の休学期間にならうものとする。
- 6 大学に在学のままクラブを休会するときは、最長6カ月とし、これを超えると退会とする。

(退会)

第21条 クラブ員が退会するときは、総務担当に届け出るものとする。

- 2 3ヶ月を超えて連絡無くクラブ活動を欠席し、会費未納の場合は退会とみなし、該当者に通知し、未納会費を徴収する。
- 3 退会者のメーリングリストは登録を削除する。又ホームページ掲載者はそのリンクを削除する。

(慶弔など)

第22条 会員への慶弔等は個人の自由意思とし、原則としてクラブからは行わないものとする。

(会則の変更)

第23条 会則の変更は、役員会で審議し、原則として総会に承認を得るものとする。

附 則

付則1 この会則は、平成13年4月1日から実施する。

付則2 全面改正 平成22年4月1日。

付則3 会則変更履歴 H16.4.1、H17.7.22、H18.4.1、H20.4.1、H23.4.1

(各一部改正)

付則4 平成28年11月25日 第1条を改正

k